



講演する鎌塚道本部組織部長

1月18日（金）、岩内町・いわない高原ホテルで石狩・後志合同の春闘討論集会を開き、81人が参加し、後志から、13単組・総支部26人（内女性5人）が参加しました。地本提起では、秋期闘争の中間総括、春闘の推

2013春闘

春闘たたかう意思統一

後志地本通信

2013. 1. 24
— 第 7 号 —

北海道 道本部
北海 道本部
北 道本部
治 道本部
後 道本部
自 道本部
〒044-8588
倶知安町北1条東2丁目
後志総合振興局内
TEL 0136-22-6636
FAX 0136-21-2105
mail
chihon6636@joy.ocn.ne.jp

◎組合旗掲揚

2月18日～3月末

◎回答指定日

3月6日

◎重点交渉期間

3月7日～14日

◎腕章着用

3月12日～15日

◎29分時間内くいこみ集会・超勤拒否・出張拒否

3月15日

※腕章着用について取り組
みづらい単組については、
単組でしっかりと議論した
うえで、単組全体で取り組
める戦術の配置をお願いし
ます。



退手組合と交渉

1月17日（金）、道本部と北海道市町村職員退職手当組合との3回目の交渉が行われました。前回までは国公準の姿勢を崩さず、

開始時期については4月1日としたものの国と同様の経過措置となっていました。が、3回目の交渉で経過措置については年度ごととすることになりました。

年度ごとの経過措置

地方財政の確立にむけて

地方財政の確立にむけて、地方交付税の総額確保、震災復興関連予算の確保、公共事業に係る地方の財政負担を慎むこと、国公の給与削減措置を地公へ波及させないため地財計画、地方交付税の算定に臨時削減措置を反映させないことを目的とし各単組で、首長、議長へ要請書の提出を1月中を目途に取り組んでください。

道本部と退手組合の確認内容

☆調整率を104/100から87/100へ引き下げる。

◎施行期日

2013年4月1日

◎経過措置

2013年4月1日～2014年3月31日 98/100

2014年4月1日～2015年3月31日 92/100

2015年4月1日以降は87/100

☆改正条例案の議会提案は2013年2月5日とする

☆早期勸奨退職制度については、国の政令が明らかとなった段階であらためて協議する

☆退職手当の支給に関する課題については双方が事前に誠意を持って話し合う